

工事等における入札・契約の過程並びに工事成績評定に係る苦情処理の 手続について

(平成13年12月7日 管発第396号)

第1 対象となる工事等

1 入札・契約の過程に係る苦情処理の対象

島根県が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償
コンサルタント

2 工事等成績評定に係る苦情処理の対象

島根県工事成績評定要領及び島根県設計・測量・調査等業務成績評定要領におい
評定対象となるもの

第2 一次苦情申立て

1 入札・契約の過程に係る苦情の申立者及び申立て

(1) 入札・契約の過程に係る苦情の申立者及び申立てができる範囲

ア 一般競争入札(簡易型一般競争入札, 総合評価方式を含む。)

(ア) 競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち、競争参加資格が無い旨の通知を受理した者で、当該競争参加資格がないとされた理由について不服がある者は、知事又は発注機関の長(以下「知事等」という。)に対して競争参加資格がないとされた理由についての説明を求めることができる。

(イ) 総合評価方式において落札者とならなかった者のうち、落札者の決定に対して不服がある者は、知事等に対して落札者とならなかった理由についての説明を求めることができる。

イ 指名競争入札

当該入札の行われる発注機関において、当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争入札に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者は、知事等に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

ウ 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)の建設工事の種類について建設業の許可を有する者(建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。)で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、知事等に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

エ その他

競争入札において入札に参加した者及び随意契約において見積書を提出した者のうち、当該契約に係る入札・契約手続に不服がある者は、知事等に対してその手続について説明を求めることができる。

(2) 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、知事等に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名、住所、申立の対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載すること。(様式自由)

ア 苦情申立てができる期間

苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

なお、期間の計算については、原則として島根県の休日を守る条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。

(ア) 第2の1(1)ア(ア)に掲げる苦情にあつては、一般競争入札に係る競争参加資格が無い旨の通知を行った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内

(イ) 第2の1(1)ア(イ)、イ、ウ又エに掲げる苦情にあつては、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内

(3) 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、知事等は書面を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面(以下「回答書」という。)により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延期できるものとする。

(4) 苦情の申立ての却下

知事等は、申立期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(5) 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本要領の第1に掲げるものに限る。

ア 一般競争入札にあつては、競争参加資格が無い旨の通知書に第2の1(1)ア(ア)に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

イ 総合評価方式を実施する場合にあつては、入札結果通知時に第2の1(1)ア(イ)に掲げる苦情申立てができる旨を教示すること。

ウ 指名競争入札及び随意契約にあつては、第2の1ア(ア)又は(ウ)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示等により教示すること。

(6) 苦情処理手続に係る明示

第2の1に係る手続については、当該発注機関等において掲示するものとする。

(7) 苦情処理結果の公表

知事等は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を閲覧により速やかに公表するものとする。

2 工事等成績評定に係る苦情申立て

(1) 苦情申立てができる者

工事等成績評定結果の通知を受理した者で、当該工事等成績評定結果に対して疑問又は不服がある者は、当該工事等成績評定結果の通知をした者（以下「通知をした者」という。）に対して説明を求めることができる。

(2) 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、工事等成績評定結果の通知を受けた日から14日（休日を含む。）以内に、書面により、通知をした者に対して行うことができるものとする。

(3) 苦情の申立てへの回答

苦情の申立てがあった場合は、通知をした者は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に回答書により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延期できるものとする。

(4) 苦情の申立ての却下

通知をした者は、申立期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(5) 苦情申立てについての教示

通知をした者は、苦情申立てができる旨の教示を工事等成績評定結果の通知書において行うものとする。

(6) 苦情処理手続に係る明示

記第2のうち2(1)から(3)に係る手続については、工事等成績評定結果の通知書において明示するものとする。

(7) 苦情処理結果の公表

通知をした者は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

第3 再苦情申立て

1 再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

記第2のうち1(3)又は2(3)の回答書を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、知事に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ての方法

(1) 再苦情の申立ては、知事等から記第2のうち1(4)の回答書を受け取った日又は通知した者から記第2のうち2(3)の回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、書面により知事に対して行うことができる。

(2) 再苦情の申立てがあった場合は、知事は速やかに島根県入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。なお、入札監

視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立書の様式等については、別途定めるものとする。

3 再苦情申立てへの回答

知事等又は通知をした者は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い知事等又は通知をした者が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

知事等又は通知した者は、申立期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下することができるものとする。

5 再苦情申立てについての教示

記第2のうち1(3)の回答書又は2(3)の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

6 苦情処理手続に係る明示

記第3のうち1から3に係る手続については、記第2のうち1(3)又は2(3)に記載して明示するほか、1(6)又は2(6)の方法により明示するものとする。

7 再苦情処理結果の公表

知事等又は通知した者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び知事等又は通知した者が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附 則

- 1 本通知は、平成14年1月4日から施行する。
- 2 本通知の施行日より前において、入札又は随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 本通知は、平成21年2月27日から施行する。
- 2 本通知の施行日より前において、入札又は随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 本通知は、平成27年3月27日から施行する。
- 2 本通知の施行日より前において、入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、従前の例によるものとする。